

福知山市交通バリアフリー基本構想の概要

1. 経過

平成 15 年 3 月 24 日作成

平成 15 年 8 月 8 日公表

2. 福知山市の概要

福知山市は、京都府の北西部、由良川が貫流する福知山盆地の中央に位置し、京都市、大阪市及び神戸市から約 70 km のほぼ等距離にあり、北近畿の玄関口として昔から重要な役割を担ってきた。

今後、京阪神と山陰・丹後地方を結ぶ交通の要衝として、ますますの発展が期待されている。

人口 68,098 人

世帯数 24,712 世帯

市域面積 26,424 ha

高齢者数 13,526 人 (19.9%) (全国平均 17.3%)

身体障害者数 2,907 人 (4.2%) (全国平均 2.9%)

(平成 12 年国勢調査に基づく。ただし、身体障害者数は平成 14 年 3 月 31 日現在の数字)

3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

(1) 旅客施設

西日本旅客鉄道 (JR) 山陰本線等 福知山駅
(1 日平均利用者数 8,372 人) (平成 13 年度)

北近畿タンゴ鉄道 (KTR) 宮福線 福知山駅
(1 日平均利用者数 2,527 人) (平成 13 年度)

JR・KTR は併設駅 (計 10,899 人)

(2) 重点整備地区の面積

・約 262 ha

(3) 主な施設

・国土交通省近畿地方整備局等の国の機関、京都府総合庁舎等の府の機関
福知山市役所、市民病院、民間病院、厚生会館、学校、図書館、福祉会館、郵便局、消防署等

4 . 重点整備地区の選定理由

福知山市内の鉄道駅のうち、平成 13 年度末時点において 1 日の乗降客数が 5 , 0 0 0 人以上である鉄道駅（特定旅客施設）である J R ・ K T R 福知山駅及びその周辺地区とし、主要施設の分布状況に加え、駅周辺整備事業区域、国道 9 号拡幅改良工事などの関連事業の区域を含む区域とする。

5 . 福知山市基本構想の特徴

現在、福知山駅周辺において、「福知山駅付近連続立体交差事業」を核とした「福知山駅周辺整備事業」を行っており、南北市街地の一体化を図るとともに駅周辺を“北近畿の都”にふさわしい玄関口として、商業・流通・情報・文化等の受け皿となる新しいまちづくりを進めている。

福知山駅周辺整備事業は、本市にとってまちづくりの根幹を成す事業でもあり、交通バリアフリー法に基づいた整備を進めていく必要がある。

このため、基本構想策定にあたっては、市民等の意見を広く聞きながら進めていくよう委員会を設置し、多数の団体等から委員・オブザーバーとして参画いただき検討を行った。そして、今回取りまとめた基本構想をこれらの事業に反映し、可能な限りバリアフリー化を図り、次世代に向かって質の高い基盤整備を目指していくものである。

6 . 事業の概要

(1)基本構想の目標年次

2 0 1 0 年（平成 2 2 年）までに完成

(2)整備の基本方針

鉄道駅舎

- ・ 移動円滑化基準を基本とし、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進める。
- ・ 移動施設として、エレベーター、エスカレーター、手すりの設置
- ・ 情報案内施設として、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示、案内サインを設置
- ・ 利便施設として、多機能トイレ、待合所の設置
- ・ 個別施設として、転落防止柵、幅の広い改札口の設置、車椅子対応型の券売機、公衆電話、公衆 F A X の導入、総合案内所の設置検討

車両

- ・ 鉄道、バス車両で新製車両導入時に、高齢者、障害者等に配慮した車両を導入
- ・ タクシー車両の新製車両導入時に、高齢者、障害者等に配慮した車両を必要に応じて導入を検討

駅前広場・バス停

- ・区画整理事業による南北駅前広場の整備にあわせ、高齢者、障害者等に配慮した誰もが使いやすい駅前広場とする。
- ・道路の既設バス停やバス待合所についても、利用者の利便性に配慮し、関係者の協議のもと存続させ、または出来る限り使いやすいものに順次改良を加えるものとする。

道路特定事業

- ・重点整備地区内特定経路を大幅な改良計画・事業が進んでいる「新設・改良区間」と、既に完成した道路を「既設道路」に分けて整備を進める。
- ・新設改良区間については、今後新たに、歩道が設置されることから、国の定めた「道路の移動円滑化基準」及び「道路の移動円滑化ガイドライン」に沿った整備を原則とする。また、整備に際しては高齢者、障害者等の意見を反映し、なるべく使いやすい整備を行うものとする。
- ・既設道路区間については、移動円滑化基準に照らし合わせると基準に即していない部分があり、出来る限り改良を行うとともに、整備に際しては高齢者、障害者等の意見を反映し、なるべく使いやすい整備を行うものとする。
- ・道路上の障害物の撤去、規制を関係者との協議に基づき進めていく。

交通安全特定事業

- ・安全・快適に交差点を横断できるように、特定経路上に必要な箇所について、高齢者、障害者に配慮した信号の設置・改良を行うとともに、歩行空間の確保のための交通規制について検討する。

その他の事業

- ・交通バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や道路等のバリアフリー化を図るハード面の整備と合わせて、市民ひとり一人が高齢者、障害者等の立場にたって気軽に手助けをしたり、バリアフリーに対する意識の向上といったソフト面の取り組みが必要である。
また、家庭や学校、地域における人権教育等を通して助け合いの心やボランティア参加意識を育むなどの啓発を図り、心のバリアフリーを推進することも重要で、今後、心のバリアフリーを進める施策を継続的に行うものとする。

7. 利用者の意見の反映

(1) 委員会の設置

- ・基本構想策定委員会（5回）では、広い視点、立場から御意見をいただけるように以下の団体から委員として参画していただいた。
（委員への女性の参加比率約3割）
- ・公共交通事業者等を含めると総数43名の委員会となったが、意見等が出やすいように委員会を運営した。

| | | 職名等 |
|----|--------------------|------------------------|
| 委員 | 学識経験者 | 大阪大学大学院工学研究科土木工学専攻 助教授 |
| | | 京都創成大学 教授 |
| | 市民代表 | 福知山市身体障害者団体連合会 会長理事 |
| | | 福知山市身体障害者団体連合会 副会長理事 |
| | | 福知山聴覚障害者協会 事務局長 |
| | | 京都府 視覚障害者協会 福知山支部 副支部長 |
| | | 福知山市身体障害者団体連合会 理事 |
| | | 福知山市障害児（者）親の会 |
| | | 福知山精神障害者家族会 会長 |
| | | 福知山地方民間社会福祉施設連絡協議会 会長 |
| | | 福知山市老人クラブ連合会 会長 |
| | | 福知山市老人クラブ連合会 女性委員会 会長 |
| | | 惇明地区自治会長代表 |
| | | 昭和地区自治会長代表 |
| | | 大正地区自治会長代表 |
| | | 福知山市連合婦人会 会長 |
| | | 福知山市民生児童委員連盟 副会長 |
| | | いずみ会 会長（介護ボランティア団体） |
| | | 福天加交通安全母の会 会長 |
| | | 福知山市PTA連絡協議会 会長（惇明小） |
| | | 福知山駅前商店街組合 理事長 |
| | | 福知山駅前周辺土地地区画整理事業審議会 会長 |
| | | 福知山商工会議所 専務理事 |
| | | 福知山青年会議所 理事長 |
| | | 議会代表 |
| | 福知山市議会 市民厚生委員会 委員長 | |

(2)現地点検調査の実施

基本構想を策定するにあたり、高齢者、障害者等をはじめ市民の方々が日頃利用している福知山駅、駅周辺の道路を移動し、気がついた点を調査する「現地点検調査」を実施した。

点検調査は、5ルートを設定し、福知山市交通バリアフリー基本構想策定委員会の委員をはじめ、各障害者団体（内部障害、肢体障害、聴覚障害、視覚障害、難聴障害、知的障害、精神障害）介助者、行政職員等の計95人が参加し、その調査結果を基本構想策定の参考とした。

(3)アンケート調査の実施

福知山市内にお住まいの高齢者・障害者をはじめとする市民の方々に、日頃の交通機関の利用、外出時の問題点、建設中の福知山駅に希望する事項などに関するアンケート調査（600部）を実施し、その結果を委員会で報告して基本構想策定の参考とした。

(4)先進地視察

基本構想策定の参考とするために、平成15年2月に策定委員会の委員等と地元大学（京都創成大学）の学生に介助ボランティアとして参加してもらい、バスでバリアフリー駅の先進事例である阪急伊丹駅、JR伊丹駅の視察を実施した。（参加者28名）

8. 反映された主な事項

(1)駅舎

- ・各ホームと改札口を結ぶ利便性の良い位置にエレベーター、エスカレーターの設置
- ・各案内表示は高齢者、障害者等にも判断しやすい工夫
- ・券売機の車椅子等による使用の容易さ、使いやすさの工夫
- ・使い勝手の良いトイレ（多機能トイレ）
等の要望があり、連続立体交差事業等の中で移動円滑化基準、ガイドライン等に基づき、整備を実施していくことになった。

(2)駅前広場

- ・高齢者、障害者等の乗降、福祉施設関係の車両の送迎等が安全かつ保護者の不安・戸惑いのないよう考慮したものにとの要望があり、移動円滑化基準、ガイドライン等に基づき、区画整理事業等の中で整備を実施していくことになった。

(3)周辺地区

- ・車椅子が通りやすい歩道幅員の確保、黄色の点字ブロック整備、音声信

号機、危険な場所への防護柵・安全柵の設置要望があり、移動円滑化基準、ガイドライン等に基づき、区画整理事業、街路事業等の中で整備を実施していくことになった。

(4)今後の検討体制

- ・基本構想策定後も、このような委員会で意見を聞きながら取り組んでほしいとの要望があり、今後、市対応窓口を確定し、構想内容を点検しながら市民の方々の意見を聞いて事業を進めていく組織を設置して基本構想の実現を図っていくことになった。

9. 第6条第4項に定められている関係する機関との協議

下記の関係機関については、福知山市交通バリアフリー基本構想策定委員会に参画し、基本構想策定に向けた協議を行った。

また、平成15年2月に下記の関係各機関に対してヒアリング調査を実施してバリアフリー化への意向把握を行い、整備内容や時期等に関しては個別協議を行った。

(1)公共交通事業者

- ・西日本旅客鉄道(株)大阪建設工事事務所 福知山工事事務所
- ・北近畿タンゴ鉄道(株)
- ・西日本ジェイアールバス(株)
- ・京都交通(株)
- ・丹後海陸交通(株)
- ・日本交通(株)
- ・京丹タクシー(株)

(2)道路管理者

- ・国土交通省近畿地方整備局福知山工事事務所
- ・京都府福知山土木事務所
- ・福知山市

(3)都道府県公安委員会

- ・京都府公安委員会(京都府福知山警察署)

10. 問合せ先

〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地1
福知山市役所 市民人権部 生活交通課
電話 0773-24-7020(直通)
FAX 0773-23-6537